

〔生徒心得〕

姫路東高校生としての自覚と誇りを持ち、勉強に励み、自己の向上に努めること。

1 日常の校内・校外生活に関すること

- (1) 行動は全て5分前を心掛け、挨拶会釈の励行など、豊かな品性の涵養に努めること
- (2) 学校生活に不必要なものは持参しないこと。貴重品の管理は、生徒用個人ロッカーを活用する等、責任を持って各自で行うこと
- (3) 登校後の無断外出は厳禁
※理由がある場合は担任に申し出て、必要な手続きを取ること
- (4) 食堂の利用時間は、昼食時とする
- (5) 下校時刻は夏季（3月1日～）18時45分、冬季（12月1日～）18時15分とする。
- (6) 高校生として好ましくない場所、立入禁止されている場所などへは立ち入らないこと
- (7) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等、特別の事情によりアルバイトを必要とする場合は学級担任および年次の指導を受けて、アルバイト届を生徒部へ提出すること。
- (8) 自転車通学は、別途に定める許可条件を満たし、かつ所定の手続きを経て、希望する生徒に許可される。道路交通法について理解を深め、安全な運転に努めること
- (9) 事故発生の場合には、速やかに学校に連絡すること
- (10) 単車・自動車等の運転は禁止する。運転免許証を取得しようとする場合は必ず学校長の許可を受けること
- (11) 校内での政治活動や選挙運動は禁止する

2 服装に関すること

制服は本校生徒の象徴である。服装規定を厳守し、常に端正であること。

ただし、長期休業中（夏季、冬季、春季）については制服を着用しなくてもよい。教育活動の場に応じた本校生徒として適切な服装を心がけること。

〔男子〕

(1) 制 服

《冬季》

- ① 標準上下学生服を正しく着用すること
- ② 襟には白カラーをつけ、襟元左側に校章・右側に年次章をつける
(ラウンドトリムカラー = 白パイピング縫い込みタイプも可とする)
- ③ 校章ボタンをつける

《夏季》

- ① カッターシャツ(白色)、または開襟シャツ(白色)で市販のもの可
- ② 胸ポケット(左)の所定の位置に校章をつける
- ③ 本校指定のズボンを着用すること

(2) 靴 靴下

白色を基調とする運動靴。靴下は、白でポイント可。

[女子]

(1) 制服

《冬季》

- ①本校指定のセーラー服・スカートを正しく着用すること
- ②セーラー服のポケット上部の所定の位置に校章、胸元に年次章をつける
- ③本校指定の黒色スカーフを着用すること

《夏季》

- ①本校指定のセーラー服・スカートを正しく着用すること

(2) 靴 靴下

白色を基調とする運動靴。靴下は、白でポイント可